

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県看護職員需給計画」(素案)

| 番号 | 箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|---|---|-----|---|
| 1 | Ⅲ新たな看護職員需給推計 3 需要推計 P13 (1)推計方法 | ①需要推計方法の将来の医療需要に、外来配置を追加して推計 | 1 | 【記述済み】 本計画の需要推計は、国が定めた推計ツールを用い全国一律の推計方法で行っています。 3(2)アの需要推計の方法(P14)に記載のとおり、現在の病床数あたり看護職員数には、病棟以外の看護職員数が含まれており、将来の看護職員の需要数も病棟以外の看護職員数を含んだ人数が推計されています。3(2)イ(P14)においてもアと同様です。 |
| 2 | Ⅲ新たな看護職員需給推計 3 需要推計 P14 (2)各項目における推計方法 | ②①の意見を基に、入院から外来にシフトしている現状を鑑み、外来での看護師需要を想定した看護職員数を推計すること | 1 | 【記述済み】 本計画の需要推計は、国が定めた推計ツールを用い全国一律の推計方法で行っています。 3(2)アの需要推計の方法(P14)に記載のとおり、現在の病床数あたり看護職員数には、病棟以外の看護職員数が含まれており、将来の看護職員の需要数も病棟以外の看護職員数を含んだ人数が推計されています。3(2)イ(P14)においてもアと同様です。 |